

「保育所等での園児へのマスク着用義務について」とのご意見について回答いたします。

令和3年9月6日 掲示

保育所等での子どものマスク着用については、窒息や熱中症リスクの観点から、一律のマスク着用は求められてはおりません。（「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係る Q&A について（第十報）」厚生労働省 令和3年4月23日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000774111.pdf>

一方で、マスク着用は新型コロナウイルスの飛沫感染を防ぐための有効な取組の一つとされています。（「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)問 4-1」厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q4-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1)

これらを踏まえ、本市では市内保育所等に対し、子どものマスク着用について、一律に着用を止めることも、反対に一律に着用を義務化することも、求めておらず、マスクの着用については、園ごとに対応を決めていただいている状況です。中には、園からのお願いではなく、保護者の方が自発的に着用を進め、マスク着用が定着した園もございます。マスクを着用している場合でも、息苦しさを感じていないか子どもの様子を注視し、水分補給をこまめに行うなど、窒息や熱中症のリスクに注意して保育を行っております。マスクの着用を求めている園でも、保護者の方から希望があれば、子どもの様子やマスクの衛生管理に十分に注意して着用している園もあります。

栃木県でも、感染力が強いデルタ株への置き換わり、保育所等でクラスターが発生するなど、「未就学児だから感染しにくい」、という以前までの見解とは状況が変わってきております。

子ども同士の距離を十分に確保できない保育所等においては、飛沫感染を防ぐため、他の子どもに飛沫を飛ばさないため、マスク着用を求める園があることを、ご理解くださいます

ようお願いいたします。

**【回答に関する問い合わせ先】**

保健福祉部 保育課 保育係 TEL：0287（23）8769

令和3年9月6日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700